

大牟田市公立保育所整備計画策定に係る中間報告について

- 令和 5 年度から公立保育所の充実に向けた検討を進めており、今年度は、新たな公立保育所の概要や施設整備の方向性をまとめた大牟田市公立保育所整備計画を策定することとしている。
- 今回、計画策定に向けた中間報告として、計画の主要な事項に関する検討状況について進捗報告を行うもの。
- 今後は、子ども・子育て会議における意見聴取等も行いながら、令和 8 年 3 月の策定に向けて計画内容の取りまとめを行っていく。

1. 現施設（大牟田市天領保育所）の基本情報

項目	内容
建築年	昭和 58（1983）年 ※平成 27 年増築
構造等	平屋建て、鉄筋コンクリート造 ※増築部分は 2 階建て、鉄骨造
面積	敷地面積：1,566 m ² 建築面積：563.4 m ² （本体部分 491.8 m ² 、増築部分 71.6 m ² ） 延床面積：620.6 m ² （本体部分 482.8 m ² 、増築部分 137.8 m ² ）
定員	80 人
開所時間	7 時 15 分～18 時 15 分
休日	日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日
職員数 (R7.4.1 時点)	32 人 【内訳】 所長 1 人（事務）、副所長 1 人（保育士）、事務 1 人 保育士 26 人（うち非常勤 9 人）、給食調理 3 人（うち非常勤 1 人）



2. 今後の公立保育所が担うべき役割・機能等

(1) 今後の公立保育所が担うべき役割・機能

今後の公立保育所が担うべき役割・機能について、「子ども・子育て会議」において検討された内容を踏まえ、次のとおり設定する。

＜今後の公立保育所が担うべき役割・機能＞

①地域の子育て世帯と支援機関等をつなぐ子育て支援拠点

- (1) 地域子育て支援拠点事業（就学前を想定したつどいの広場）の実施
- (2) 支援が必要な子育て家庭に対する継続した支援
- (3) 療育等の専門家と保護者をつなぐ役割

②配慮を要する子どもへの支援拠点（インクルーシブ保育のリーディング施設）

- (1) 障害児や発達が気になる子どもの積極的な受入れ
- (2) 医療的ケア児の受入れを可能とするための環境・関係機関との連携体制の整備
- (3) 教育・保育施設からの相談対応・支援
- (4) 相談支援事業所や児童発達支援事業所などの支援機関との連携強化

③保育の専門性を官民みんなで高めあう人材育成の支援拠点

- (1) 市内の保育士等の人材育成支援
- (2) 市内の教育・保育施設及び関係機関との連携・情報共有等の強化

※「子ども・子育て会議」において検討された内容から一部項目の整理・統合等を行っている。

(2) 今後の重要な取組

(1) の役割・機能を果たしていくために必要な取組について検討するため、令和 6 年度にこども計画策定に向けて実施した就学前児童の保護者へのアンケート結果や、市内の児童発達支援センター・児童発達支援事業所との意見交換、発達が気になる、または発達障害のある子の保護者等の集まる場「りりあん」参加者への意見聴取等を踏まえ、今後の重要な取組を次のとおり整理した。

＜今後の重要な取組＞

- ①妊娠期から、子育てに対する不安や負担を相談・共有できる“つながり”をつくっておくこと。そのために、子育てに対する不安や負担を抱えている保護者が気軽に足を運べ、相談できるような場をつくること。
- ②子育ての負担やストレス、孤独感や孤立感が軽減するよう、保護者が適度に休息を取りながら余裕をもって楽しく子どもと接することができる環境をつくること。
- ③発達が気になる子どもに対し、早期把握、早期支援が重要であることを保護者や保育所等に啓発すること。
- ④保育現場において、専門的な研修の受講を促進することで障害児や発達が気になる子どもへの対応力の向上を支援すること。

3. 公立保育所が担うべき役割・機能等を果たすために実施していく事業・取組

(1) 保育サービス

通常保育等に加え、医療的ケア児の支援に取り組むとともに、児童の良質な成育環境の整備や保護者の子育てに係る負担軽減等のため、新たに一時預かり事業及び乳児等通園支援事業を実施する。

事業・取組名	区分	内容
①通常保育	継続	(保育標準時間) 7 時 15 分～18 時 15 分 (保育短時間) 8 時 30 分～16 時 30 分
②延長保育	継続	18 時 15 分を超えて 18 時 45 分まで保育を実施。
③障害児保育	継続	集団保育が可能な障害児を受け入れ、必要に応じて保育士を加配し、統合保育(障害児と健常児を一緒に保育)を実施。
④休日保育	拡充	保育所等に通う市内在住の児童であって、日曜・祝日等に保護者が就労等により家庭での保育が困難な児童の保育を実施。 (実施時間) 8 時 00 分～18 時 00 分 ※今後、障害児の受入れができるよう人員体制の強化等を図る。
⑤医療的ケア児の受入・支援	新規	医療的ケア児の入所希望があった場合または入所児童に医療的ケアが必要になった場合、保護者や主治医、関係機関等との相談・調整等を緊密に行い、安心安全な受入れ・保育に努める。 ※医療的ケアの提供は、訪問看護ステーション等から看護師の派遣を受けるなど、外部の協力を受け実施することを前提とする。
⑥一時預かり事業	新規	家庭での保育が一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要な場合に、就学前までの未就園児を一時的に預かる事業。 (子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業)
⑦乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	新規	子どもの良質な成育環境の整備等を目的に、0 歳 6 か月から満 3 歳未満の未就園児を月一定時間を上限に保育する事業。 (子ども・子育て支援法に基づく給付制度)

(2) 子育て支援事業

子育て支援拠点施設として、相談支援や情報提供、支援機関へのつなぎの役割等を果たすため、新たに利用者支援事業(基本型)や地域子育て支援拠点事業(つどいの広場)等を実施する。

事業・取組名	区分	内容
①園庭開放	継続	同年齢のクラスに入って、泥んこ遊びやリズム遊びを在園児と一緒に体験してもらうほか、育児相談を実施(年 5 回)。
②利用者支援事業 (基本 I 型)	新規	専任職員(利用者支援専門員)を配置し、子育て家庭等から日常的に相談を受け、子育て支援に関する情報提供やサービスの利用に関する助言・支援等を行う事業。 (子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業)
③地域子育て支援拠点 (つどいの広場)	新規	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業(現在はえるる 1 か所で実施)。 (子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業)

(3) その他検討した事業・取組

「子ども・子育て会議」において検討された今後の公立保育所が担うべき役割・機能のうち、「今後民間との連携を含めて検討していく機能」とされた内容について検討し、次のとおり整理した。

事業・取組名	内容
病児・病後児保育	市内に公設施設 1 施設、民間施設 1 施設があり、受け皿の確保ができている状況のため、公立保育所への併設は行わない。
大規模災害時の応急保育	民間の保育所等が被災した場合、つどいの広場のスペース等を活用し、応急保育の協力を行う。

4. 整備の概要

(1) 整備手法

現在の天領保育所は築 40 年以上が経過し、建物・設備の老朽化が進んでいることに加え、次の①、②に掲げるような課題に対応していくためには、現在よりも施設の規模を拡大する必要があることから、**施設の建替えを行う**こととする。

<施設整備を行うに当たってのハード面での主な課題>

①現施設（天領保育所）が抱える課題

- ・雨天時や猛暑日等のための屋内運動スペース（遊戯室）の確保
- ・保護者との面談、会議・打合せ、研修等を行うためのスペースの確保
- ・駐車スペースの確保（送迎用、職員用）

②今後の公立保育所が担うべき役割・機能を果たすうえでの課題

- ・発達障害児等のクールダウンや個別対応を行うためのスペースの確保
- ・医療的ケア等の処置を行うための場所の確保（医務室）
- ・一時預かり事業、つどいの広場等の新たな取組を行うためのスペースの確保
- ・保護者が一時的に休息（レスパイト）を取れるスペースの確保

(2) 施設の規模

①定員の設定

近年の利用者数の推移及び出生数の減少等を踏まえ、**整備後の定員は 60 人を想定**する。

定員	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
現行	10 人	10 人	15 人	15 人	15 人	15 人	80 人
整備後（想定）	8 人	8 人	11 人	11 人	11 人	11 人	60 人

<近年の利用者数の推移>

（単位：人）

	R4. 3. 1	R5. 3. 1	R6. 3. 1	R7. 3. 1	R7. 10. 1
利用者数	81(3)	80(5)	75(8)	74(9)	68(7)

※（ ）内の数値は障害児数（利用者数の内数）

②施設の規模の算定

現場の職員からの意見や近年整備された保育施設の事例を参考に必要となる諸室等を洗い出し、面積を算定した結果、施設規模として、**延床面積は1,300㎡程度、敷地面積は2,600㎡～3,300㎡程度が必要**となる。

<施設の規模>

室名等		面積	現施設 【参考】	備考
本体施設	①保育室	約 240 ㎡	245.3 ㎡	定員を超えた受入れの必要性も考慮し、現施設と同程度を想定
	②保育室以外の諸室	約 670 ㎡	181.0 ㎡	遊戯室、つどいの広場、一時預かり等のスペースの増を想定
	③倉庫・収納	約 90 ㎡	55.6 ㎡	諸室（①+②）の1割程度を想定
	④共用部（通路等）	約 300 ㎡	138.7 ㎡	施設（①+②+③）の3割程度を想定
	合計（延床面積）	約 1,300 ㎡	620.6 ㎡	
屋外施設	園庭	約 600 ㎡	約 500 ㎡	つどいの広場での利用も想定
	駐車場	約 1,100 ㎡	約 180 ㎡	敷地内に職員用も含めて整備
	合計	約 1,700 ㎡	約 680 ㎡	

<必要となる敷地面積>

（本体施設 約 1,300 ㎡＋屋外施設 約 1,700 ㎡）×1.1＝3,300 ㎡

※通路等の外構部分を本体施設及び屋外施設の1割程度と想定し算定

※2階建て（総2階）とする場合は本体施設の面積を約1/2で算定し、2,600㎡程度を想定

（3）整備場所の選定

施設の建替えを行う場所について、市有地の活用を基本に検討した結果、**必要な敷地が確保できるのであれば現在地が望ましい**という結論に至った。

しかし、現在の敷地（1,566㎡）だけでは必要とする規模に対し1,000～1,500㎡程度不足することから、東側隣接地の取得可能性について所有者である天領病院に打診したところ、条件が整えば交渉可能ということであった。このため、次ページに示す形で、**現在の敷地を一部含む東側隣接地を整備予定地とする**。

<現在地の優位性>

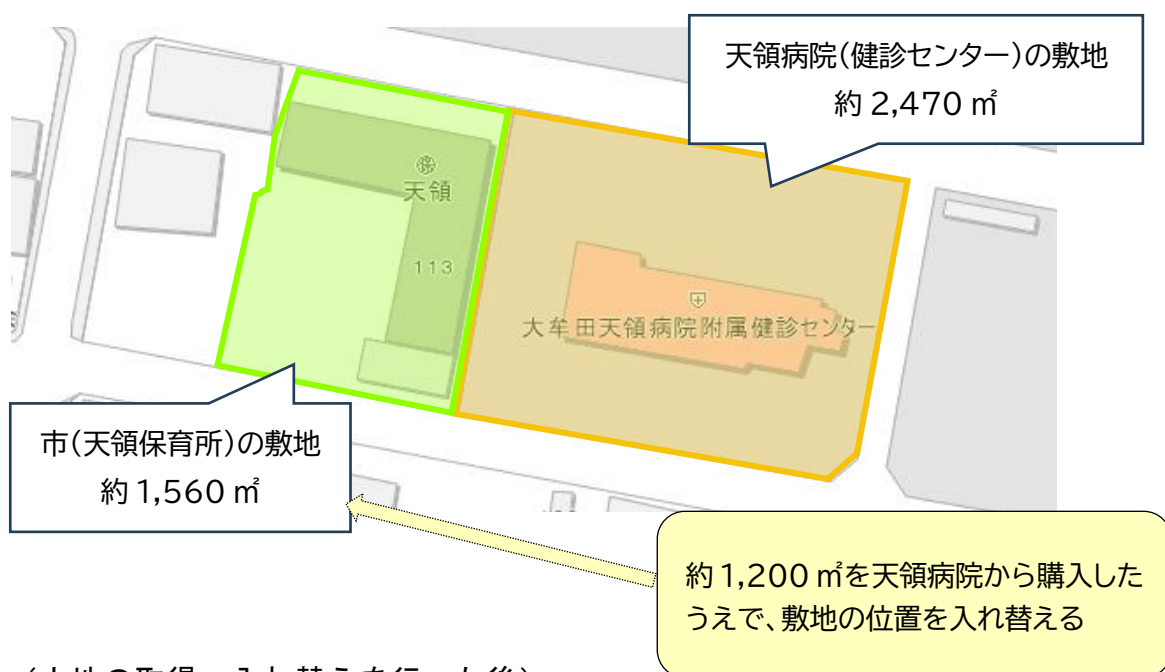
- 現在の場所で40年以上運営を続けており、地域の小中学校や公民館との交流を図るなど、地域に根差した保育所運営を行っていること。
- 行事やイベントの際に来場者用の駐車スペースとして天領病院の駐車場を借用させていただくなど、施設運営に当たって近隣施設の協力が得られていること。
- 道路を挟んで向かい側に天領病院、車で約5分の距離に大牟田市立病院があるなど、児童のケガや体調不良、緊急時にも迅速に対応できる環境が整っていること。
- 市内の保育所は地理的なバランスを考慮し概ね小学校区ごとに1～2か所ずつ立地しており、移転する場合、近隣の民間保育所の経営に大きな影響を与える可能性があること。

<整備予定地と土地の取得・入れ替えについて>

市と天領病院の双方が必要とする敷地面積を調整・整理し、最終的に双方が所有する敷地面積を市：約 2,750 m²、天領病院：約 1,280 m²に設定する（市が約 1,200 m²を天領病院から購入する）。また、現在の天領保育所での運営を続けながら新施設の建設が行えるよう、敷地の位置を入れ替えることとする。

（現状）

緑：市（天領保育所）の敷地 橙：天領病院の敷地



（土地の取得・入れ替えを行った後）

緑：市（公立保育所）の敷地 橙：天領病院の敷地



(4) 概算事業費

想定している施設の規模をもとに、官庁施設の設計業務等積算基準や類似事例等を参考にするとともに、建設コストの上昇も見込み、概算事業費を試算した。なお、実際の事業費は基本・実施設計の段階で算出する。

区分	想定事業費	備考
工事費	1,349,000 千円	本体、造成、外構、解体工事等
工事費以外	148,000 千円	調査、設計、土地購入、工事監理、備品購入等
合計	1,497,000 千円	

(5) 事業スケジュール

令和8年度に測量等の調査及び基本・実施設計に着手し、設計完了後、令和9年度中に工事に着手し、令和11年度中に新施設の完成・開所を目指す。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
調査、基本・実施設計等				
解体・造成・建築工事等				
開所				秋頃開所◎
外構工事等				

※スケジュールは、開発に関する手続きや工法等により変動する可能性あり。